

複合型産業集積特区

都道府県名：

三重県

申請主体名：

津市、
河芸町

区域の範囲：

津市及び三重県安芸郡河芸町の
区域の一部（中勢北部サイエンス
シティ）



特区の概要：

中勢北部サイエンスシティは、国オフィスアルカディア事業と土地開発公社事業とを同一区域内に一体化した造成事業である。昨今、企業立地の形態も変容してきているため、公社造成地への土地賃貸制度の導入により、企業集積の核となる情報通信関連分野など先端的産業や物流センター等の先導的な立地を国、地方及び地域通信事業者の三位一体で誘引・実現する。これら核となる先端的産業等の集積効果や立地企業相互間の相乗効果により複合型産業集積拠点の早期形成を図り、産業活力拠点の創出と新たな雇用の場の確保を行う。

適用される規制の特例措置：

- ・土地開発公社造成地の賃貸の容認



CATV情報通信事業者
IX・IP超高速大容量通信インフラ

津オフィス・アルカディア(国)
R&D施設等集積地

